

不燃化特区

防災建替え相談窓口

不燃化特区内で、昭和56年5月以前に建築された木造建築物の建替えや解体を検討されている方へお知らせです!!

品川区

不燃化特区とは・・・地震時の危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区として区からの提案に基づき、東京都が指定する地区のことです。



専門家(弁護士・税理士・一級建築士)が《無料》で個別相談承ります!!

予約制

《弁護士》

土地、家屋の賃借、相続などの法律に関するご相談

毎週木曜日(10:00~12:00)

《税理士》

建替えに係わる税金に関するご相談

毎週土曜日(13:00~17:00)

《一級建築士》

建替えや解体・除却に関するご相談

毎週木曜日(13:00~17:00)/毎週土曜日(10:00~12:00)

相談窓口

相談場所：品川区豊町3丁目2番1号(シルバー高山101号室)
(最寄駅:東急大井町線「戸越公園」駅より徒歩約2分)

営業時間：午前10時~午後6時(水曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

開設期間：平成27年12月1日~平成28年3月31日(予定)

電話：03-6421-6777

(当相談窓口は品川区から委託を受けた大成建設株式会社が運営しております。)

※当相談窓口は東京都都市整備局による「補助第29号線(戸越公園駅周辺)相談窓口」と同じ場所で運営しています。

※予約は随時受け付けています。
※品川区における不燃助成制度の情報提供も行っています。
お気軽にお電話・お立ち寄りください。



建替えや解体をお考えの方へ!

不燃化特区支援制度のお知らせ



～木密地域不燃化10年プロジェクト～

品川区は、東京都が進める「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、木造住宅密集地域のうち特に改善が必要な地区について不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）として指定を受け、地域の防災性や住環境を向上させる支援制度を実施しています。これにより、燃え広がらない・燃えないまちづくり（不燃化）をこれまで以上に強力に推進していきます。

支援制度 ①

老朽木造建築物の
解体除却費用を助成します。

支援制度 ②

要件を満たす土地や建物の
固定資産税・都市計画税の
減免が受けられます。

支援制度 ③

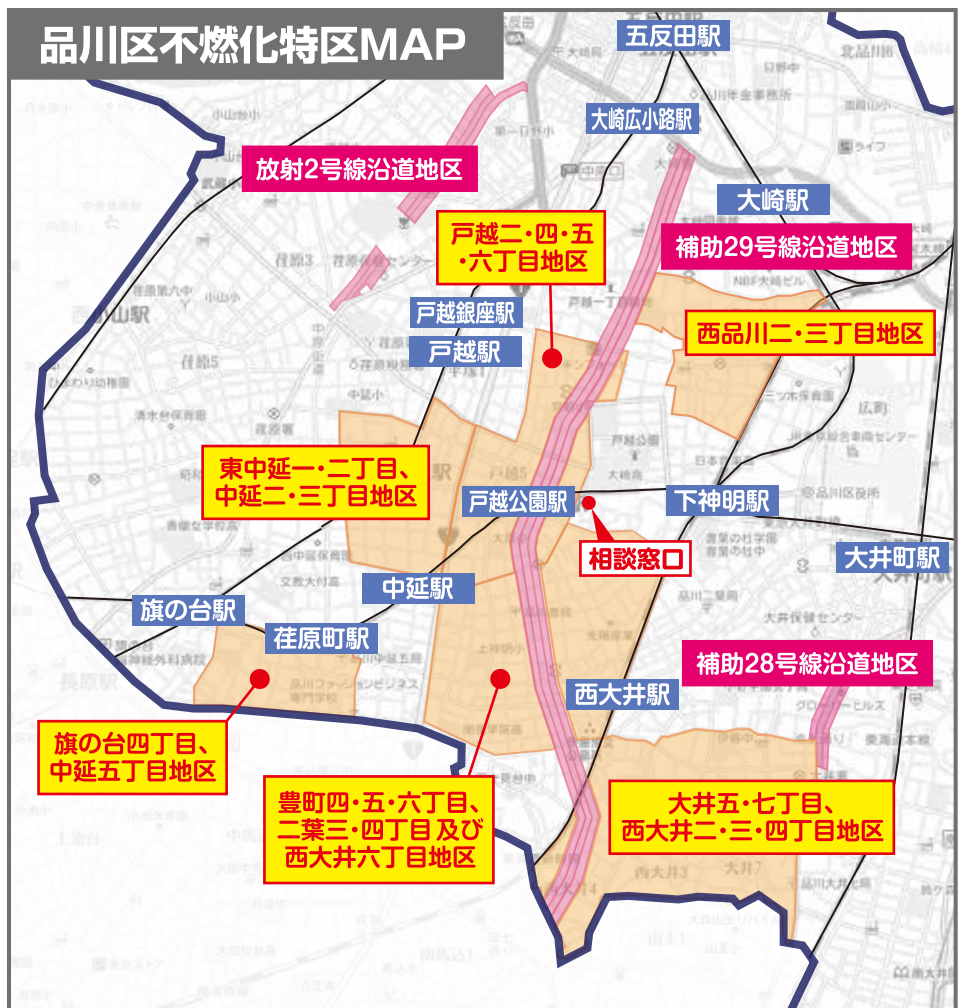
取壊し・建替えに関するご相談に
専門家を派遣します。(無料)

支援制度の ポイント

お早めに
!!

平成32年度までの
期限付きの制度です。

品川区不燃化特区MAP



※特定整備路線（補助29号線・放射2号線・補助28号線）の道路区域内で特区の支援制度をご利用になる場合は、支援制度②が対象になります。
※補助28号線沿道地区においては、防火地域または新防火区域内の建物に限り助成の対象になります。

品川区内の不燃化特区が対象です。



品川区

《お問い合わせ》

品川区 都市環境部 木密整備推進課

〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号（品川区役所本庁舎6階）

TEL 03-5742-6779 (直通) FAX 03-5742-6756

特定整備路線にかかる権利者の方は、お近くの生活再建プランナー相談窓口にお問い合わせください。